

学校法人桃山学院「ガバナンスの方針」

2017（平成29）年4月25日理事会承認

- キリスト教精神には元来、「人に仕える」あるいは「奉仕する」という精神が含まれます。
「自由と愛の精神」すなわち「キリスト教精神に基づく世界の市民の養成」を建学の精神とする学校法人桃山学院（以下「本学院」という。）は、教育・研究活動を通じて、生徒・学生の成長のために奉仕することを誓います。
そして、公的な存在としての教育研究機関として、その責務を果たし、広く社会の一員として貢献する学校法人であることを念頭に管理運営を行います。

- このことを踏まえ、本学院は、生徒・学生の成長のために、適切な経営判断を迅速に行うと同時に、適正な業務執行と強い監督機能を発揮するガバナンス体制を確立し、社会から求められる私立学校としての存在価値の向上に努め、説明責任を果たします。

- 理事会は、教育基本法、学校教育法、および私立学校法等関連法令および寄附行為に基づき、「ガバナンスの方針」を定め、ガバナンス体制を確立し、少なくとも年1回見直しについて審議を行います。

【3つの基本姿勢】

- (1) 建学の精神に基づき、生徒・学生の成長を支えるために、適正な管理運営を行うことができる仕組みと体制を整備します。

- (2) 公共性の高い学校としての社会的責任を果たすため、永続的な成長実現に向けた諸改革を自律的かつ迅速に実行することができる管理運営を行います。

- (3) 法令およびその趣旨に従うとともに、自主的に内部統制することができる仕組みと体制を整備します。

【ステークホルダーとの関係】

(1) ステークホルダー

本学院は公的な存在としての教育研究機関であり、そのステークホルダーは、生徒・学生、教職員、日本聖公会等の直接的な関係者にとどまらず、保護者や卒業生、寄付者、地域社会や各種団体・企業、さらには国民一般に及ぶものと認識します。

本学院は、社会からの付託に応える教育研究活動を展開し、教職員ではなく、生徒・学生を第一として、ステークホルダーの皆様に対して、社会的責任（Social Responsibility）を果たします。

(2) 多様なステークホルダーとの連携の確保

本学院は、生徒・学生を初めとするステークホルダーの皆様のために行動し、教育基本法、学校教育法、および私立学校法等関連法令の規定に準拠し、ステークホルダーの皆様のための権利行使が円滑に行われるよう十分に配慮します。

とりわけ理事会および評議員会がステークホルダーの皆様との建設的な対話の場であることを認識し、ステークホルダーの皆様の視点に立って、適切な権利行使ができる環境を整えます。

また、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るための情報公開活動に積極的に取り組み、ステークホルダーの皆様との建設的な対話を促進します。

(3) 公共性の高い学校法人としての責務

本学院は、ガバナンスの方針に基づき、ステークホルダーの皆様との適切な協働により、建学の精神の実現と公共性の高い学校法人としての責務を果たすよう管理運営します。

【理事会】

(1) 理事会

理事会は、学校法人の最終的な意思決定機関であり、建学の精神の実現と公共性の確保のため、法令および寄附行為等に基づき、経営の透明性に留意すると同時に、適正かつ迅速な業務執行と強い監督機能を確保します。

また、理事会については、その出席者・傍聴者等の扱いを初めとする会議運営の在り方を見直すとともに、開催回数を増やし、適時の開催を行います。

(2) 理事会の実効性確保

理事会は、実効性を確保するため、理事長のリーダーシップの下で監督機能と業務執行機能を明確化します。

理事会は、私立学校法等に基づく評議員会および監事の設置に加え、学外理事、学外評議員および学外有識者で構成する会議体を設置し、毎年、各理事の業績評価なども参考にしつつ、理事会の実効性を評価し、学校法人の管理運営等について適切に見直しを行い、その結果の概要を開示します。

また、理事会は、効率的かつ適正な業務執行を行うため、意思決定を理事長に委ねます。

なお、理事長は、決裁および職務権限に関する規則等を別に定め、同規則等に基づき、他の個別理事に業務を委任します。

加えて、理事会の実効性を確保するため、監督機能と業務執行機能の観点から、常務理事会について理事会の下の業務執行機関として位置付けることを再確認し、既存の各種会議体とともに見直しを行います。

(3) 理事

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理し、理事は、理事長を補佐して本学院の業務を掌理します。

理事に対しては、法的留意事項等を説明し、「忠実義務」「善管注意義務」「守秘義務」を含む理事の義務について周知徹底を図ります。

また、寄附行為に基づき、理事の任期は原則4年として、中長期的な経営責任の明確化を図ると同時に、業務執行機能の観点から、理事への業務委任事項と理事会への業務執行者による報告事項の明確化を図ります。

理事については、監督機能の観点から、多様なステークホルダーからの意見が適切に得られるよう配慮し、人員構成と選任を行います。特に、学外理事については、その多様性確保に留意し、様々な分野に関する豊富な経験と高い見識や専門知識を有する者から選任し、ガバナンスの方針に基づき、本学院における管理運営について監督、監視することを主な役割とします。

加えて、学外理事に対しては、本学院に対する理解を深めるため、入試、授業、研究、就職支援、課外活動等の各現場の視察やリスクマネジメント等に関する研修を適宜行います。

【評議員会】

(1) 諮問機関としての評議員会

私立学校法および寄附行為等に基づき、評議員会は理事長の諮問機関として、諮問に答え、役員に対して意見を述べ、役員から報告を受けること等を行います。

(2) 評議員

評議員については、多様なステークホルダーからの意見が適切に得られるよう配慮し、人員構成と選任を行います。

評議員に対しては、法的留意事項等を説明し、「善管注意義務」「守秘義務」を含む評議員の義務について周知徹底を図ります。

また、学外評議員に対しては、本学院に対する理解を深めるため、入試、授業、研究、就職支援、課外活動等の各現場の視察やリスクマネジメント等に関する研修を適宜行います。

【監事】

本学院に常勤監事を置き、常勤監事は理事会その他重要な会議に出席する他、重要な決裁書類等の閲覧により、経営および教学上の重要事項ならびに業務執行状況を監査します。また、理事長直属の監査室と共に、各学校等に毎年監査を行い、その結果を理事長に報告します。さらに監査室や会計監査人との情報交換にも努めるほか、本学院が出資する会社の監査役との会議を定期的で開催し、本学院全体での監査の充実強化を図ります。

本学院は、常勤監事に対して学校法人内の情報提供に加え、学内外の研修や外部団体への継続的参加等により、常勤監事に求められる役割と責務を十分に理解する機会を提供し、必要な費用を負担します。

監事は、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から理事会において選出した候補者について、評議員会の同意を得て、理事長が選任するとともに、法令、本学院の定める寄附行為に基づき、実質的な独立性を確保し得ない者は監事として選任いたしません。

監事は、別に定める桃山学院監事監査基準に基づき、監査室、会計監査人と連携し、より中立的、客観的な視点から監査を実施することにより、管理運営の健全性を確保します。

監事に対しては、本学院に対する理解を深めるため、入試、授業、研究、就職支援、課外活動等の各現場の視察やリスクマネジメントに関する研修を行います。

【情報開示】

ステークホルダーの皆様が容易に本学院の経営姿勢を確認できるよう、「ガバナンスの方針」をはじめとして、建学の精神、中長期ビジョン、事業計画等の様々な情報を本学院ホームページに掲載します。また、事業活動や財務情報を統合して報告する「事業報告書」を毎年発行します。

【研修】

理事長は、ガバナンスの方針に基づくガバナンス体制の構築に向け、自らを含め、本学院の役員、学校長等の重要な管理者、評議員および教職員を対象とした研修を適宜実施します。

また、理事長は、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべく、学外役員・評議員を構成員とする意見交換の場を必要に応じて開催します。

以 上